

第29回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 7年10月29日(木) 午後 4時01分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和 7年10月29日(木) 午後 4時01分
2. 閉会時間 令和 7年10月29日(木) 午後 4時54分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 16名
1番 北浦 守金 2番 田上 豊 3番 森 浩則
4番 稲田 勝 5番 水本 正一郎 7番 田浦 秀子
8番 尾崎 栄 9番 松崎 慎太郎 10番 入江 敏昭
11番 森本 勝也 12番 米田 公明 13番 北尾 健一郎
14番 祐田 久男 16番 太田 武春 17番 金子 利範
18番 廣瀬 光徳
5. 欠席委員者の数 3名
6番 林田 靖仁 15番 林田 了星 19番 村里 枝美子
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2名
中央 稲田 俊夫 東空閑 柴田 利明
7. 報告事項
報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
報告第2号 使用貸借解約通知書について
報告第3号 農地改良等届について
報告第4号 新規就農者について
8. 議案
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第4号議案 令和7年9月第28回総会第3号議案の修正依頼について
第5号議案 農用地利用集積等促進計画(案)の意見審議について
第6号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について

議長

ただ今より、第29回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、…番 …… 委員、…番 …… 委員、…番 …… 委員は、所要のため欠席と連絡が
あっております。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達して
おりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の
規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を
指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告
します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから2ページに記載のとおりで、6件 21筆 14, 187.52平方
メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集3ページから4ページに記載のとおりで、3件 24筆 14, 456.59平方
メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地改良届について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、1件 3筆 2,934平方メートルの申請
がありました。

現地確認は …… 推進委員に確認していただきました。

次に、報告第4号、新規就農者について報告します。

先ほど追加依頼した、議案集5-1ページに記載のとおりで、届出者は、のち
ほど上程する農地法第3条による農地を譲り受け、農業に従事する
予定です。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

事務局

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議案の順番について説明します。第1号議案 非農地証明願について、通常、
農地法第4条第1項、第5条第1項の規定による許可申請の後に上程して
いましたが、第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の審議
前に審議する必要がありますので、順番を入れ替えさせて

いただきました。

それでは、第1号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、平成6年11月25日から、農業用倉庫用地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は水路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、平成3年12月4日から農業用倉庫用地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は宅地、西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、平成16年頃から、農業用資材置場として利用しています。その後、平成18年頃にコンクリート舗装し車両置場としても利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、雑種地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、平成5年12月12日から、土手となっております。現在は住宅用地の一部になっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの4番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの5番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、5番に記載のとおりで、平成5年12月12日から、土手になっており、現在は住宅用地の一部になっています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て

参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの5番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの6番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの6番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、6番に記載のとおりで、1筆(丙414番1)は平成17年頃から、ビニールハウス、コンテナ2台を設置されています。1筆(丙939番2)は昭和46年頃からポンプ小屋が設置されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの6番について報告します。

申請地は……の一角にあり、丙414番1は、北側は水路、東側は農地、南側、西側は道路となっております。

丙939番2は、東側は道路、南側、西側、北側は宅地となっております。

現地を見ますと、どちらも宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の6番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの6番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第1号議案 非農地証明願いの7番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 非農地証明願いの7番について説明します。

申出人は、議案集6ページ、7番に記載のとおりで、昭和50年頃から、楠木、どんぐりの木、雑木が生育しており、最近伐採しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員

(…… 委員)

第1号議案 非農地証明願いの7番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側、東側は宅地、南側は農地、西側は山林となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の7番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 非農地証明願いの7番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 2,542平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、26,989平方メートルで、農機具は、管理機 4台、トラクター 3台、フォークリフト 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

譲受人は、13年の農作業歴があります。

家族3人で農業を営み、人参・白菜・生姜等を作付けし、自宅から車で15分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 1,644平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、20,191.18平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、ロールベラー 1台、リフト 3台、トラック 2台を所有しており、全ての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

譲受人は、7年の畜産業暦があります。

家族3人で農業を営み、牧草を作付けし、自宅から2.1キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、3番に記載のとおりで、畑 2筆 400平方メートルを贈与するための申請です。

譲受人は新規就農者で、現在長崎市に在住ですが、定年退職後(5年後)に帰省し農業を始めるため農地を取得しようとするものです。

取得後の耕作面積は、472平方メートルで、他に1筆 1,030平方メートルは非耕作地であり、令和5年から遊休農地であったが、令和7年12月から農地中間管理機構を通じて貸借予定であります。

農機具は、管理機 1台を所有しており、週末等に農作業を行い、定年退職後に本市へ帰省予定で、それまでは現所有農地の貸借予定者へ耕うん依頼予定で、帰省後は許可要件を満たす予定です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。

譲受人は、新規就農者で、花芝・蜜柑・馬鈴薯を作付け予定で、週末等に帰省し、実家の隣接地ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、4番に記載のとおりで、畑 2筆 678平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、18,643.44平方メートルで、農機具は、管理機 10台、トラクター 10台、軽トラック 8台、タイヤショベル 4台、2tトラック 4台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

譲受人は、50年の農作業歴があります。

家族4人で農業を営み、水稻・ソルゴ・大根を作付けし、自宅から車で10分ということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

5番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、5番に記載のとおりで、畑 4筆 2,865平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、14,437平方メートルで、農機具は、トラクター 5台、収穫機 4台、トラック 10台、フォークリフト5台を所有しており、全ての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

譲受人は、42年の農作業歴があります。

家族2人で農業を営み、水稲・人参・大根等を作付けし、自宅から4キロメートルということで問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、1番に記載のとおりで申請地 2,031平方メートルを譲り受け、駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の準住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側は農地、南側は山林、西側は池沼となっています。

盛土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、議案集8ページ、2番に記載のとおりで申請地319平方メートルを借り受け、木造平屋建の分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜枳へ放流、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、3番に記載のとおりで申請地 505平方メートルを譲り受け、資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は道路となっています。盛土により造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、4番に記載のとおりで申請地 663平方メートルを譲り受け、駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は道路となっています。

盛土により造成し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について説明します。

本件については、8月の総会で違反転用事案としてご審議いただき、追認許可申請を行わせることとし、県に報告書を提出することに決定されました。

その後、県から追認許可相当と判断する旨の通知をいただきましたので、今回、追認許可申請を行おうとするものです。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、5番に記載のとおりで申請地 5.29平方メートルを、住居の排水路として利用しているのので、申請地を譲り受けたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地、東側、南側は農地、西側は道路となっています。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について説明します。

賃借人及び賃貸人は、議案集 8 ページ、6 番に記載のとおりで申請地 313 平方メートルを賃借して、店舗の駐車場用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外となっており、島原市役所有明庁舎から概ね 300 メートル以内にあることから、第 3 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。…… 委員。

(…… 委員)

第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 番について報告します。

申請地は……、……の一角にあり、北側は道路、東側は農地、南側は宅地、西側は道路となっています。

土地の高さかはず、雨水は溜枿へ放流するため、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました、第 3 号議案の 6 番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 3 号議案の 6 番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 6 番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第 4 号議案 令和 7 年 9 月第 28 回総会第 3 号議案の修正依頼について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 4 号議案 令和 7 年 9 月第 28 回総会第 3 号議案の修正依頼について説明します。

農林課より、令和 7 年 9 月第 28 回島原市農業委員会総会、第 3 号議案の意見審議した案件について、修正依頼がありましたので、審議した内容の修正を行うものです。

それでは、別添②(第 4 号議案)をお願いします。

表の上段が修正前、下段が修正後となり、7件の修正依頼がありました。別添②の表の上から2件は、9月議案の新規設定（一括方式）8ページのナンバー1から2、次の5件は、更新（一括方式）11ページのナンバー2から6となります、修正の理由は、記載のとおりで、契約者の相続による変更です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただ今の報告に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案について、問題なしということで、承認することによってよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第4号議案 令和7年9月第28回総会第3号議案の修正依頼については、問題なしということで、承認することに決定いたします。

次に、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について上程いたします。事務局の説明を求めます。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、……番 …… 委員、……番 …… 委員の退場を求めます。

（…… 委員、…… 委員 退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の記載について、今月の議案から、貸借の契約種類ごとに分けて計上しています。

内容としましては、「農地の出し手」から農地中間管理機構を介して、「農地の受け手」へ一括して利用権設定を行う「一括方式」を、「1. 新規」、相対貸借（基盤法での貸借）期間満了による「2. 新規（相対満了⇒中間）」、相対（基盤法での貸借）を途中解約して中間管理機構へ切り替える「3. 新規（相対解約⇒中間）」の3区分と、農地中間管理機構貸借の期間満了による更新「4. 中間⇒中間」、農地の受け手のみの変更を「5. 受け手の変更」、「6. 権利の移転」の6区分に分けて計上することとしました。

今月から、集計表の新規の2と3が入れ替わり、「相対途中解約が3から2へ」と「相対期間満了が2から3へ」変更しました。

中間管理機構の集計コード順に合わせる形となります。

委員の方が審議していただく内容としましては、新規、特に始めて貸借する案件で、気になる方がある場合、意見ををお願いします。

それでは、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について説明します。
なお、今回は、地域計画内の農地（農振地域）のみの上程となります。

議案集の10ページから22ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、61件、177筆、172,769.19平方メートルの農地について、農用地利用集積等促進計画を定めることについて、島原市（農地中間管理機構）から審議依頼があり、承認しようとするものです。

内、50件、123筆、115,961.19平方メートルが新規設定、10件、53筆、56,283.00平方メートルが、契約期間満了による更新、1件、1筆、525平方メートルが受け手の変更となります。

別添③ 添付資料の1ページから4ページを併せてご覧ください。

島原市（農地中間管理機構）に対する承認にかかる農地の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、33名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について説明を終わります。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について、問題なしということで、承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議については、問題なしということで、承認することに決定いたします。

……番 …… 委員、……番 …… 委員の入場を求めます。

（…… 委員、…… 委員 入場）

議長

第5号議案は、問題なしということで、承認することに決定しましたので、…… 委員、…… 委員に報告します。

議長

次に、第6号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について説明いたします。
議案集23ページをご覧ください。

本件につきましては、今年度、農業委員等による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会職員による不祥事等が続けて発生している旨、全国農業会議所から連絡がありました。

令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認され、「綱紀保持の取組の徹底」が全国農業委員会会長大会で決議しています。

今回、改めて全国の農業委員会においても申し合わせ決議による注意喚起を実施することとなったので、島原市農業委員会の申し合わせ決議を行うものです。

別添資料④をご覧ください。

事務局にて決議（案）を読み上げますので、その後、本件について決議をお願いいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）」私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和7年10月29日 島原市農業委員会

以上、決議（案）についてよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案は本案のとおり決定することよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）は本案のとおり決定いたしました。

議長

以上で、第29回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第29回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時54分